

ビザ業務に関するお知らせ（2022年3月1日から）

新型コロナウイルスに関する日本政府の水際措置により、現在ビザ申請可能な方は以下のとおりとなっています。

なお、観光目的での渡航は再開していませんので、ご注意ください。

1. 申請可能な方

- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等
- ・定住者（3号、4号、5号、6号、7号に限る）
- ・家族離散状態で家族統合の必然性が認められる者（在留資格認定証明書を所持している長期滞在者）
- ・「受付済証」（※）を所持した商用目的または就労目的の短期滞在者
- ・「受付済証」（※）を所持した長期滞在者
- ・2020年8月31日までに再入国許可をもって出国した方であって、再入国許可の有効期間が満了し、その期間内に再入国することができなかった方
- ・その他人道上配慮すべき事情がある方（[詳細はこちらをご確認ください](#)）

[ださい。\)](#)

- ・ 外交ビザ申請者（当館に直接申請してください。）
- ・ 公用ビザ申請者（当館に直接申請してください。）

※受付済証は、日本の受入責任者（企業・学校・団体等）が、入国者健康確認システム（ERFS）において所定の手続きを完了した際に発行される証明書です。→ [入国者健康確認システム（ERFS）](#)

事前に日本の受入責任者（企業・学校・団体等）にご相談ください。

本件に関する問い合わせは以下へ直接ご連絡ください。

0 5 0 – 1 7 5 1 – 2 1 5 8

0 5 0 – 1 7 4 1 – 8 5 5 8

（受付時間：9時から21時まで（日本時間）（土日祝日含む））

2. 申請方法

以下3. に掲載の申請に必要な書類（原本）をすべて揃えてから、次のVFSホームページ内の予約サイトより予約をお願いいたします。
申請に必要な書類が揃う前にご予約される方がおられますが、書類が揃っていない場合、申請を受け付けることは出来ません。すでに

書類が揃っている方のご予約の妨げとなりますので、必ず書類を揃えてからご予約いただくようお願いいたします。

なお、予約枠は当館の10営業日先までリリースされますが、現在大変多くの申請者様からアクセスいただいているため、VFSの予約サイトに繋がりづらい状況です。時間を置いてアクセスされるなど、ご理解、ご協力をお願いいたします。

VFSグローバル（ビザセンター）のホームページ

<https://www.vfsglobal.com/en/individuals/index.html>

VFSグローバル（ビザセンター）への問い合わせ先

<https://visa.vfsglobal.com/npl/en/jpn/contact-us#>

【2020年12月28日から2021年3月26日までの期間の予約をお持ちの方について】

以前当館にてビザ申請が可能な時に、次の期間（2020年12月28日から2021年3月26日まで）の予約をお取りになられた方につきましては、後ほどVFSから連絡する旨お伝えしてまいりました。しかし、今回の緩和によって、ビザ申請に必要な書類等に変更があり、全ての必要書類を準備するにも時間がかかる可能性があります。

ますので、改めて必要書類を整えていただく必要があります。

従いまして、ビザ申請に必要な書類が整った方から、V F Sにて再度ビザ申請の予約をお願いします。

【2021年12月1日から2022年2月28日までの期間の予約をお持ちの方について】

・ [V F Sのホームページにて予約振替日を掲載しております。](#)こちらをご確認の上、該当日に直接V F Sへ来所ください。

該当日に来所が困難な場合は、事前にV F Sにご連絡ください。

また、“審査済証”を持ってご予約された方も、“受付済証”の取得が必要です。

【2021年12月2日以前に発行されたビザをお持ちの方について】

再度ビザを取得する必要があります。V F Sにて再度ご予約をお願いいたします。

3. 申請に必要な書類

【申請に必要な書類一覧】

必要に応じ、書類の追加提出を求める場合がございます。

4. 今回の新しい措置について

<外務省>

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置に
ついて

国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請

<出入国在留管理庁>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び

「外国人の新規入国制限の見直し」（概要）（令和4年2月24日現
在）